

第78回国民体育大会剣道競技（成年男子・成年女子）選手選考会要項

- 1 主 催 公益財団法人愛媛県スポーツ協会
- 2 主 管 一般社団法人愛媛県剣道連盟
- 3 期 日 令和5年4月16日（日） 9：45 ～審判会議
10：00 ～ 開会式
- 4 会 場 愛媛県武道館 副道場（松山市市坪西町）
- 5 従来の新型コロナ感染対策における諸注意は、今後の行政あるいは全日本剣道連盟の通達により、変更する場合がありますことをご理解ください。
- 6 出場年齢及び申込み規定
 - (1) 成年男子
 - [先 鋒] 1998年4月2日以降～2005年4月1日までに生まれた者
 - [次 鋒] 1988年4月2日以降～1998年4月1日までに生まれた者
 - [中 堅] 1978年4月2日以降～1988年4月1日までに生まれた者
 - [副 将] 1968年4月2日以降～1978年4月1日までに生まれた者
 - [大 将] 1968年4月1日以前に生まれた者
 - (2) 大将の部は国体監督資格を取得している者とし、かごしま国体時に資格を執行しないことを参加条件にする。
 - (3) 成年女子
 - [先 鋒] 1993年4月2日以降～2005年4月1日までに生まれた者
 - [中 堅] 1983年4月2日以降～1993年4月1日までに生まれた者
 - [大 将] 1983年4月1日以前に生まれた者
 - (4) 中堅の部は国体監督資格を取得している者とし、かごしま国体時に資格を執行しないことを参加条件にする。（中堅と大将の予選方法は隔年で監督資格者のみの試合を行う。）
- 7 参加資格
 - (1) 2023年度愛媛県剣道連盟会員登録者。
 - (2) 選手の段位及び職業は制限しない。
- 8 入館・受付
 - (1) 9：00より受付を行います。
選手、審判、監督、役員は会場入口のサーモグラフィカメラで自動検温を受ける。
その際に体温が37.5度以上ある方は武道場に入場できませんのでご注意ください。
（入場の際には手指消毒をお願いします。）
 - (2) 館内では必ず終日マスクを着用してください。
 - (3) 練習時間9：00～9：40まで
 - (4) 竹刀計量は9：00より行います。

9 試合審判及び 試合方法

- (1) 試合は、「全日本剣道連盟 試合・審判規則並びに細則」と「新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的試合・審判法」を併用して実施する。
- (2) 試合は必ず「面マスク」および「面シールド」着用を必須とする。
- (3) 試合は、男女ともトーナメント戦方式にて行う。但し参加者が少数の場合はリーグ戦方式を採用する。
- (4) 試合時間は、男女共に5分とし試合時間内に勝敗が決しない場合は1本勝負の延長戦を行う。延長戦は3分区切りとし、延長3回で1回5分の休憩を取り、勝敗の決するまで行う。

10 申込み

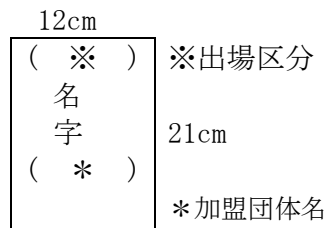
(1) 締 切 **令和5年3月24日(金)**

(2) 申込先 西条市剣道連盟

事務局長 谷口睦男
〒799-1371 西条市周布 482-5
会社 TEL 0898-64-4646
会社 FAX 0898-64-4626

事務局または、田邊武道具店に**参加料を添えて申し込んで下さい。**
申込書を加盟団体で取りまとめ提出すること。(メール・FAX可)

- (3) 参加料 1,100円 (うち消費税100円)
- (4) 様 式 別紙用紙 (不足の場合はコピーで可)
- (5) オーダー表は、下記のとおり作成し、**当日持参し各会場へ提出**すること。



11 竹刀計量について

種 別	長 さ (全長)	重 さ	太 さ	
			先端部最小直径	ちくとう最小直径
男 子	120 cm以下	510 g 以上	26 mm以上	21 mm以上
女 子		440 g 以上	25 mm以上	20 mm以上

※二刀の場合は、(一社)愛媛県剣道連盟事務局にお問い合わせください。

12 その他

- (1) 選手は、名札を付けて出場すること。
- (2) 赤白の目印は参加選手で持参すること。
- (3) 前回の優勝者は、優勝カップを持参すること。**
- (4) 参加選手の大会当日のケガ等については本部で応急処置をしますが、事故後の対応は各団体において行う。
- (5) 道着そでの短い、規定にそっていない選手については、道着の着替えを行い参加する。また、剣道具についても、規定にそっていない選手については、出場することができない。

(全日本剣道連盟 規則)

規則 第4条 剣道具は、面、小手、胴、垂を用いる。

細則 第3条 規則第4条（剣道具）は、第3図のとおりとする。

1. 面部のポリカーボネート積層板装着面は、全日本剣道連盟が認めたものとする。
2. 面ぶとんは、肩関節を保護する長さがあり、十分な打突の衝撃緩衝能力があるものとする。
3. 小手は、前腕（肘から手首の最長部）の2分の1以上を保護し、小手頭部および小手ぶとん部は十分な打突の衝撃緩衝能力があるものとする。
4. 小手ぶとん部のえぐり（クリ）の深さについては、小手ぶとん最長部と最短部の長さの差が2.5センチメートル以内とする。**細則 第3条の2** 剣道着の袖は、肘関節を保護する長さを確保したものとする。
5. **細則 第15条** 規則第17条第1号の不正用具とは、規則第3条に規定する竹刀（細則第2条で定める規格を満たしているものに限る）および同第4条に規定する剣道具（第3図に図示する面、小手、胴、垂）以外のものをいう。なお、細則第3条第2号から第4号および同第3条の2の基準に合致しない剣道具または剣道着は不正用具としない。この場合、試合終了後に審判員から注意を与える。